文化観光局

(令和3年度)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

改善措置

【指摘7】業務仕様書の記載誤りについて

市は当該事業費として、なでしこジャパン国際親善試合の広告に関する業務委託費を約1,643千円支出している。業務委託契約書等を閲覧した結果、地下鉄デジタルサイネージ広告制作業務、吊看板制作業務、地下鉄車内ポスター広告制作設置業務において、業務委託契約の際に添付されている業務仕様書の履行期限が令和2年3月と前年の日付になっていた。

単純な誤りかもしれないが文書管理は 重要である。業務委託仕様書の日付が誤り である場合、事業の実施期間を把握するこ とや、年次での実施事項を正しく管理する ことができない。また、全体的な書類の信 頼性にも疑義が生じうる。

市は、書類事務を適切に行うため、書類 が適切に作成されていることを漏れなく 確認する必要がある。また、必要な情報が 網羅的に記載された書類を入手すること も必要であるため、書類の扱いについては 厳密に行うべきである。 業務委託に係る起案書類作成時には、記載内容に誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。

また、総務局文書法制課より各課室公所 長に対し文書事務に係る留意事項につい ての通知がなされた。

各課室公所長への通知日 令和4年4月11日